

TBTC 評価－建基－002
平成 16 年 3 月 16 日制定
平成 17 年 10 月 1 日改定

防災性能評価業務・申請案内

株式会社東京建築検査機構

平成 17 年 10 月 1 日

目 次

1. 適用範囲
2. 評価フローと手続きの詳細
 - (1) 事前打合せ
 - (2) 申込み
 - (3) 第一回委員会（受付）
 - (4) 部会
 - (5) 第二回委員会（報告）
 - (6) 最終図書の提出
 - (7) 評価終了後の設計変更の取り扱い
3. 申請取下げ、審査中断及び再開依頼について
4. 手数料
5. 申請受付先
6. 配布資料

1. 適用範囲

本案内は以下の性能評価申請に適用します。

- ① 建築基準法施行令（以下「令」という。）第 108 条の 3 第 1 項第二号及び第 4 項の認定に係る性能評価（耐火・防火区画に関する性能評価）
- ② 建築基準法施行令第 129 条の 2 第 1 項及び令第 129 条の 2 の 2 第 1 項の認定に係る性能評価（避難安全に関する性能評価）

2. 評価フローと手続きの詳細

別紙 1 及び別紙 2 に評価フローと申請関係図書一覧表を記載します。

書式は一式電子ファイル形式等でお渡し出来ます。

(1) 事前打合せ（別紙 1 のフロー図の①、②参照）

性能評価を申請される場合には、事前打合せの日時を予約された上で、打合せ当日に以下の項目についてご説明ください。

- ① 性能評価申請部分とそれ以外
- ② 耐火性能計画の概要、避難安全性能計画の概要
- ③ 申請の要領
- ④ 申請図書の作成要領
- ⑤ 手続き要領
- ⑥ スケジュール等

業務約款に契約の基本事項が記載されています。

申込み時に提出頂く「性能評価申請用図書」、「耐火性能検証計算書」「避難安全検証計算書」等の具体的内容については、お渡しする「耐火性能評価業務方法書」「避難安全性能評価業務方法書」に記載されています。ご参照下さい。

(2) 申請申込み（別紙 2 のフロー図の③、③'、④参照）

耐火・避難安全性能評価委員会開催の 1 週間前までに、以下の図書を提出して下さい。

- ① 申請書 (1 部)

- ② 性能評価申請用図書 (2部)
- ③ 性能評価チェックシート (2部)
- ④ 建築物概要 (2部)

事務局が図書の確認を行います。

確認した後、承諾書（申請書に承諾印を押印したもので代える場合有り）を交付すると共に請求書を送付いたします。手数料は第二回委員会（後述）前までにお支払い下さい。

(3) 第一回委員会（受付）（別紙2のフロー図の⑤、⑤'）

委員会は原則として毎月1回開催し、第一回委員会で受付時の審査を行い、その結果について第二回委員会で性能評価を行います。必要に応じ部会を開催いたします。委員会開催日の前日午前中までに以下の図書を提出して下さい。

- ① 性能評価用提出図書 (10部)
- ② 耐火性能計算書、避難安全性能計算書 (10部)

当日、委員会にて耐火性能計画、避難安全計画の概要を説明して頂き、質疑内容を記録して頂きます。

委員会は、当案件の受付の可否を判断し、可の場合には部会を担当する評価員、期限等を決定します。

受け付け出来ない場合には、その旨を通知すると共に申請図書一式を返還いたします。

(4) 部会（別紙2のフロー図⑥、⑥'参照）

部会で追加審議を行います。必要に応じて追加資料提出を依頼することがあります。

部会は複数回となる場合も有ります。

- ① 指摘事項回答書 (3~4部)
- ② 詳細検討書 (3~4部)

(5) 第二回委員会（報告）（別紙2のフロー図⑦、⑦'、⑧参照）

委員会開催日の2日前までに以下の図書を提出して下さい。

- ① 性能評価申請用図書 (10部)
- ② 耐火性能計算書、避難安全性能計算書 (10部)
- ③ 指摘事項回答書 (10部)

④ 追加検討資料 (10部)

⑤ 追加検討項目一覧表 (10部)

委員会では部会を担当した評価員より審査結果を報告し、次の評価を決定します。

- a. 適合 : 問題なく審査を終了する。
- b. 適合 (確認事項あり) : 軽微な修正を確認の上、審査を終了する。
- c. 保留 : 再度部会にて審査を継続する。
- d. 不適合 : 審査継続が困難であり審査を打ち切る。

適合となった場合には性能評価書の審議を行います。

事務局はその結果を通知すると共に、原則一週間以内に性能評価書を交付します。

不適合となった場合には理由書を送付し、評価を行いません。

その他、軽微な追加検討を必要とする場合、更に部会にて検討を継続する場合等の判断を行います。

(6) 最終図書の提出 (別紙2のフロー図⑨参照)

評価が適合となり、性能評価書を受領した場合にはその後二週間以内を目処に最終図書を2部提出下さい。そのうち一部に確認印を押印し返却いたします。残りの一部はTBTC保管となります。

(7) 評価終了後の設計変更の取り扱い (別紙2のフロー図⑩、⑩'参照)

変更内容について事前相談をして頂きます。

大幅な変更については新規申請の扱いとなり、第一回委員会、部会、第二回委員会等の審査を行います。

大幅でない変更については、委員会、部会開催の要否を決定します。この場合、第一回委員会は省略されます。

手数料は評価終了までにお支払い下さい。

(手数料が振り込まれていない場合、評価書を交付出来ない事があります)

3. 申請取下げ、審査中断及び再開依頼について

申請者は、申請者の都合により性能評価書の交付前に性能評価の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届をTBTCに提出下さい。

追加実験等により審査を中断する場合は審査中断届けを提出して下さい。

審査再開を希望するときは、審査再開依頼書を提出して下さい。

4. 手数料

手数料は、建築基準法施行規則第11条の2の3に掲げる額といたします。

5. 申請受付先

申請に関する受付け、手続き・審査要領等に関する問合せは、以下にお願い致します。

株式会社東京建築検査機構 性能評価事業部 担当職員

〒103-0004 東京都中央区東日本橋 1-1-4

東日本橋 M1 ビル 7 階

TEL 03-5825-7680 FAX 03-5825-7689

URL <http://www.tokyo-btc.com>

eMail: info@tokyo-btc.com

6. 配布資料

申請の進捗状況に応じて下記の申請関連資料を配布します。

1. 当社ホームページに記載

- ・性能評価業務・申請案内-1、2
- ・性能評価申請要領
- ・性能評価申請書
- ・耐火性能・避難安全性能評価業務方法書
- ・性能評価チェックシート
- ・評価項目一覧表（耐火、防火設備、階避難、全館避難）
- ・指摘事項回答書
- ・申請取り下げ届
- ・業務期日延長依頼書

2. CDにてお渡しします。

- ・性能評価業務規程
- ・性能評価業務約款
- ・性能評価書作成例（耐火、避難）
- ・国土交通大臣認定申請のお手伝い
- ・最終図書の作成要領
- ・申請内容等変更届出書